

小規模シェアハウス規制

東京都足立区は小規模シェアハウスの新規開発を独自規制する。2階以上で10室以上のシェアハウスについて、1室あたりの最低面積を都の条例が定める基準より広げ、室数と同じ台数の駐輪場設置も義務付ける。女性専用シェアハウス運営業者の破綻が社会問題化する一方、高齢者などの受け皿になるとみて、良質な物件開発を誘導する。

「区集合住宅の建築及び管理に関する条例」を一部改正する。現在は条例案素案に対するパブリックコメント(意見公募)を行っており、20



住宅地に小規模シェアハウスが並んでいる(東京都足立区)

足立区、条例改正へ 良質な物件開発を誘導

19年3月の定例区議会に改正条例案を提出する方針だ。

現在の条例はシェアハウスを含めた寄宿舎について、3階以上で15室以上の場合、建設時に近隣居住者への説明を求めたり、駐輪場の整備を義務付けたりしている。条例の規制対象の規模を広げ、区内で開発されるほぼすべてのシェアハウスを対象とするという。

最低住室面積は現在、都の条例が定める7平方メートル以上だが、改正条例の施行後は9平方メートルに引き上げる。室数と同じ駐輪場設置が必要になるほか、ごみ置き場の設置場所について区との事前協議を義務付ける。

改正条例に違反した場合、区は建築主に改善を勧告する。勧告に従わない場合は名称などの公表ができるようになる。区は改正条例案の成立後、19年7月の施行を目指している。

足立区は区内でも有数のシェアハウス集積地として知られる。

千葉支局 043-227-4346